くらしの法律救急箱



第28回

「契約」と「契約書」に関するギモン

契約を成立させるためには契約書が必要でしょうか



のやりとりで契約が成立しています。

すが、「大根1本ください」「100円です」という口頭すが、「大根1本ください」「100円です」という口ま売買契約については「売る」「買う」の合意で成立しま売買契約は、双方の意思が一致すれば契約は成立

しかし、中には書面の作成が必須とされている契約もあります。例えば「保証契約」です。保証契約は平もあります。例えば「保証契約」です。保証契約は平されていましたが、保証債務という重い責任を軽い気度また。また、特に「消費者保護」が重視される契約につた。また、特に「消費者保護」が重視される契約につた。また、特に「消費者保護」が重視される契約につた。また、特に「消費者保護」が重視される契約につた。また、特に「消費者保護」が重視される契約につた。また、特に「消費者保護」が重視される契約については、契約書をととのえることが事業者に義務づけいては、契約書をととのえることが事業者に義務づけられています。



私たちが契約書を作成したほうがよい場面を教えて

ください。



る書類 と言われないためにも書面の形で残しておくとよいで 単なものでもよいので書類を作っておくべきでしょう。 しょう。その他にも、例えば、事故などで示談し示談 をするときには、後で「そんなことは約束していない 返済期限、利息の定めなどを箇条書きにするだけの簡 借りの事実が全く証明できません。貸した日、 るケースも少なくありません。しかし、これでは貸し 間柄であるが故に、 例えば、友人間でお金の貸し借りをする場合、親しい 金を払うときには、「これで全て解決する」ことがわか 契約書は契約内容の明確化や証拠化に役立ちます。 また、割引や特典などを含む「特別な約束(特約)」 (示談書) を作成するのが一般的です 領収証もなく現金を手渡ししてい 金額



契約書を作成する上で注意すべきことを教えてくだ

らい



契約書に署名押印をすれば、その契約書に記載され



弁護士 小鳥幸保(こじま・さちほ)

2000年、弁護士登録(大阪弁護士会)。 2006年、小島法律事務所開設。

> 可能性もあるため注意が必要です。 危険なことであり、契約書が自分に不利な証拠となるつまり、内容をよく読まずに署名押印するのはとてもた内容を約束したものと推定されることになります。

うにしましょう。
また、契約の文言が意味するところを理解できないよはお互いに確認しあうなど、曖昧な点を残さないよのはお互いに確認しあうなど、曖昧な点を残さないよが第で全く内容が違ってくることもあります。不明な点はお互いに確認しあうなど、曖昧な点を残さないよれば、契約の文言が意味するところを理解できないまた、契約の文言が意味するところを理解できないまた、契約の文言が意味するところを理解できないまた。

りません。
く、高尚な言葉でなければならないというわけではあく、高尚な言葉でなければならないというわけではあが見ても同じ意味に捉えることができるほうが望ましこのように、契約書はポイントを押さえ、かつ、誰



もあるのですか。 契約書を作っても、後に契約の効力が失われること



契約が成立した後であっても、契約が無効となったり、騙された場合(詐欺)、脅された場合(強迫)などは、重要な部分についての勘違いがあった場合(錯誤)、

ります。 取り消されたりして、契約の効力が失われる場合があ

オフ)も認められています。特別な理由がなくても解約ができる制度(クーリングまた、消費者契約については、一定期間内に限って、



公正証書は、契約書とどのように違うのですか。



会正証書は、法律に精通した公証人が作成する公文 さ払を定める公正証書を作ったにもかかわらず、その 支払を定める公正証書を作ったにもかかわらず、その 支払を怠った場合には、裁判所の判決などを待たない で直ちに強制執行手続をとることができることから、 で直ちに強制執行手続をとることができることから、 で直ちに強制執行手続をとることができることが多

将来において時間と労力がかかることがあります。ため、簡便ですぐに証拠化することが可能です。しかため、簡便ですぐに証拠化することが可能です。しかて差押えをするという手続を経なければならないため、て差押えをするという手続を経なければならないため、これに対して、契約書は資格がなくても作成できるこれに対して、契約書は資格がなくても作成できる